

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書  
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

法人名	筑波大学
指定したモデル地域名	坂戸市、文京区

## 概要

モデル地域の構成（平成 25 年 5 月 1 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
坂戸市教育委員会	幼稚園 1 園、小学校 13 校、中学校 8 校
文京区教育委員会	幼稚園 10 園、小学校 20 校、中学校 10 校
筑波大学	小学校 1 校、中学校 1 校、高等学校 1 校、特別支援学校 2 校
東京学芸大学	幼稚園 1 園、小学校 1 校、中学校 1 校、高等学校 1 校
お茶の水大学	幼稚園 1 園、小学校 1 校、中学校 1 校、高等学校 1 校

※文京区教育委員会については、平成 26 年 1 月 30 日現在の学校数である。

## 【事業概要】

### 1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

これまでも、特別支援学校の学部間、特別支援学校と通常の学校の学校間、通常の学級と特別支援学級との学級間等での交流及び共同学習（定期的な交流、行事への参加、交歓会の実施等）は実施してきたが、基礎的環境整備や合理的配慮の観点に基づくものではなく、単発的な取組に終わることが少なくなかった。

多様化する障害種や発達段階を踏まえて、個別の教育的ニーズに応じた合理的配慮を実施することにより、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に資するものと考えた。そこで、筑波大学が附属校を設置している坂戸市及び文京区を推進地域に指定して、交流及び共同学習の取組の中での効果的な合理的配慮の実施及びそれに伴う児童生徒等の変容等について研究することにした。

### 2. 取組の概要

#### 【モデル地域への支援に関わる取組内容】

交流及び共同学習の実施前・実施中・実施後に、特別支援学級及び通常の学級の教諭、社会福祉施設の職員、特別支援教育関連のNPO法人の職員等からなる運営協議会を組織し、協議を行い、有効な合理的配慮の内容について検討し、情報共有を図った。

特に、就学前後の段階にある幼児・児童に対しては、両校園関係者及び有識者から構成された「交流保育連絡協議会」や「交流及び共同学習連絡協議会」を設けて、対象児童生

徒等の情報共有及び必要な支援内容に関する指導・助言を行った。また、合理的配慮協力員を配置し、事業の取組状況の把握、合理的配慮の具体的な内容と課題等についても検証等を行った。

中学校段階以上での交流及び共同学習については、両校間において、実施のための工夫（思春期ゆへの心理的な配慮等も含む）、合理的配慮の内容の検討等を協議したほか、実施後には実践を通じて見えてきた新たな課題及び解決策等を検討・協議した。

これらの全ての取組のために、「インクルーシブ教育システム構築モデル事業運営協議会」を設置し、全体の統括・調整に当たり、単なる場の交流ではなく、双方の児童生徒等にとって貴重な学びの機会となるように努めた。

#### 【モデル地域内における取組】

交流及び共同学習が、障害理解や児童生徒等の気づき、理解啓発へとつながって、インクルーシブ教育推進へと結びつくことを大きな目標として掲げて、具体的な取組につなげていった。

幼稚園段階での交流及び共同学習では、週 1 日ペースで幼稚部の幼児が同年齢の幼児たちとの遊びや生活を経験する交流保育の機会を設けた。合理的配慮協力員 1 名を配置し、幼児の発語やエピソードなどを記録するとともに、両校間関係者間や有識者で構成した検討委員会の中で、有効な言葉掛けのタイミング、幼児同士の関わりの様子、環境設定を踏まえた上で、対象幼児への合理的配慮等について検討・協議し、双方の幼児が楽しみながら触れ合うことができる機会を確保するだけでなく、取組によって対象幼児がもつ学びの困難さの解消に少しでもつなげていけるように努めた。

小学校段階での交流及び共同学習では、週 1 日ペースで、小学部児童が近隣の小学校の同学年クラスにおいて終日過ごすなど、長時間にわたる交流及び共同学習に取り組んだ。一日の教育活動は、特別支援学校の教育課程に位置づけ、小学校の時間割に沿った授業、給食、休み時間等を共に過ごす中で、合理的配慮について実践的研究を進めていった。その際、合理的配慮協力員 1 名を配置し、実践上の指導・助言を行った。また、在籍校の教員が小学校の担任に対して、事前に十分な情報提供を行い、また適宜助言をするなどの連携体制も確保した。

中学校、高等学校段階での交流及び共同学習では、特別支援学校と中学校及び高等学校の教員が事前打合せや事後の評価等を行ったことに加えて、生徒会が中心となってイベント等も企画し、運動、調理、ゲームなどを交えた交歓会を行い、障害のある生徒と障害のない生徒が共に体を動かし、自然な形で交流できるように配慮した。また、生徒間協議の中で、対象生徒への合理的配慮について、中学生あるいは高校生の視点で考える機会を与えるなど、可能な限り生徒自身が障害特性や特別支援教育の在り方について意識するような活動を意図的に設けるようにするなど、これまでのように単発に終わる交流及び共同学習ではなく、より能動的かつ定期的な交流及び共同学習の機会を設けた。

### 3. 成果及び課題

#### 【成果】

学習に苦手意識があったり、交流先の学校・学級での活動や友人関係に戸惑ったり、緊張したりすると、能力をうまく発揮できず、あきらめたり、課題を途中で放り出すようなケースがよくある。

しかし、本事業を通じた取組の中では、対象児童生徒等が必要とする教育的ニーズを踏まえた上で、少人数のグループでの学習を推進したり、できないことを指摘するのではなく上手にできたことをしっかり褒めたり、タブレット型端末のような情報機器を活用した情報保障にも取り組んでみたりしたことで、対象児童生徒等の表情も明るくなり、自己肯定感の高まりを感じることも少なくなかった。リラックスした雰囲気の中で学習に取り組むことができ、失敗をしてもポジティブに受け止め、成功体験につなげていくことができたケースもあった。

また、教員が障害のある児童生徒等に接する態度・姿勢や様々な支援を、障害のない児童生徒等がそばで見て、教員をモデルとしながら、障害のある友達とどのように接していけばいいのかを自分なりに考えて、自然な形で接することができるようになってきたことは大きな成果であった。

#### 【課題】

各発達段階や障害に応じた合理的配慮の具体的な内容と課題等について継続して検討をしていくためには、双方の教員の事前の打合せを欠かすことができない。しかしながら、なかなか打ち合わせたとおりの内容を実施したり、想定していた効果などを上手に生み出すことができなかつたりしたこともあった。

合理的配慮協力員からの指導・助言を踏まえて、回数を重ねるにつれて、円滑な取組を徐々に進めることができたので、今後とも専門的な見地からの助言もいただきながら、障害理解や相互理解につながる取組にしていきたいと考えているが、人員の確保が課題である。関係機関との連携を強めることによって、こういった人材が地域の中にいるのかを把握するなどして、効果的な支援につなげていきたい。

また、障害のある子供のニーズに応じた適切な支援を実現するため、また、障害のない子供に特別支援教育の重要性を伝えるためにも、教員の資質向上は喫緊の課題であると考えている。研修機会の確保や特別支援学校のセンター的機能の充実など、地域全体で子供を支援する体制を整えていく必要性を感じた。

次年度においては、平成25年度での成果や課題も踏まえて、P（計画）D（実践）C（確認・評価）A（改善）サイクルに沿った形での交流及び共同学習を更に推進し、個別の教育的ニーズに沿った合理的配慮の実施を一層充実させていきたい。